

## 武豊町低入札価格調査試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合又は価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした入札者以外の者を落札者とするができる場合に行う調査をいう。
- (2) 低入札調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として設定した価格をいう。
- (3) 失格基準価格 前号に定める低入札調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行うまでもなく当該契約の内容に適合した履行がなされないと判断して失格とする基準として設定する価格をいう。

(対象工事)

第3条 この要領は、総合評価落札方式で発注する工事に適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、武豊町建設工事等入札審査会（以下「審査会」という。）が必要と認める場合は、適用する工事の対象を変更することができるものとする。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、予定価格（消費税等相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

(1) 土木工事（土木一式工事、水道施設工事、舗装工事、土木関係の電気工事・機械器具設置工事等土木関係工事全て）については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる工事以外の工事については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項に規定する算出方法にかかわらず、町長が特に必要があると認める場合は、10分の9.2から10分の7.5の範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。

（失格基準価格）

第5条 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、失格基準価格を下回った入札は失格とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- 2 前項に規定する算出方法にかかわらず、工事の性質上前項の規定により難しいもの、又は町長が認める場合は、第1項の規定による失格判断基準を設けず、又は前項の率を適宜変更して同項の規定による失格判断基準を設けることができるものとする。

(予定価格書への記載)

第6条 低入札調査基準価格及び失格基準価格（以下「基準価格」という。）を設けたときは、当該基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 基準価格を定めたときは、入札公告又は指名通知等で基準価格を設定している旨を周知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 開札の結果、総合評価落札方式による評価値が最も高い者又は最低価格入札者（以下「最高評価値者等」という。）により、低入札調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札の決定を保留するものとする。

- 2 前項の場合において、総務課長は、工事担当課長と協力して、最高評価値者等に対し、直ちに低入札価格（入札額）理由書（様式第1号）の提出を求め、次のような内容により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）
- (2) 手持工事の状況
- (3) 手持資材及び手持機械の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 労務者の具体的供給見通し
- (6) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
- (7) 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等への照会）
- (8) 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）

(9) その他必要な事項

- 3 前項に規定する低入札価格（入札額）理由書（様式第1号）について、正当な理由なく提出を行わなかった者は失格とする。
- 4 総務課長又は工事担当課長は、第2項に規定する書類による低入札価格調査において、必要があるときは、最高評価値者等に対して、事情聴取及び関係機関への照会等を行うことができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、総務課長は、最高評価値者等の他にも低入札に該当する者がある場合は、複数の者について並行して調査を実施することができるものとする。

（調査結果の報告）

第9条 総務課長は、前条第2項により実施した調査の結果を低入札価格調査結果調書（様式第2号）により審査会に報告し、その審査を受けるものとする。

（落札者の決定）

第10条 審査会における審査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合は、最高評価値者等を落札者と決定し、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価落札方式における評価値が次に高い者又は次の順位の価格の入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次順位者が低入札に該当した場合には、第8条第2項以降の最高評価値者等と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。
- 3 第1項の規定により落札者を決定したときは、入札参加者全員に対し落札者決定通知書により通知するものとする。
- 4 あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札においては、前項の入札参加者全員に対する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（基準価格及び調査結果等の公表）

第11条 基準価格は、落札決定後に速やかに公表する。

- 2 前項の規定に関わらず基準価格を公表することが競争の妨げになると判断した場合は、公表を中止することができるものとする。
- 3 第8条第2項に基づく調査を実施した場合は、当該契約の締結後、その調査結果の概要を公表するものとする。
- 4 前条第1項の規定により最大評価値者等を落札者とせず、次順位者を落札者と決定した場合は、その理由を公表するものとする。  
(工事の施工管理等)

第12条 低入札を行った者が落札者となった場合、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施工計画書等が提出されたときは、必要に応じ、落札者に対して事情聴取を行う。
- (2) 工事を施工するに当たっては、監督及び検査業務を強化する。  
(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は審査会において決定するものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

### 低入札価格（入札額）理由書

開札日	年 月 日
工事名	
会社名、代表者氏名 所在地	
連絡先	
担当者	

1	その価格により入札した理由 （必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収）	
2	手持ち工事の状況	
3	手持資材及び手持機械の状況	
4	資材購入先及び購入者との関係	
5	労務者の具体的供給見通し	
6	過去に施工した公共工事名等 及び工事成績	
7	経営状況	
8	信用状態	
9	その他の必要な事項	

様式第2号

低入札価格調査結果調書

年 月 日

工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
入 札 方 法		
入 札（開札）日	年 月 日（ ）	
調査対象業者	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
入 札 結 果 （税抜き）	予 定 価 格	円
	調 査 基 準 価 格	円 予定価格との比率 %
	入 札 価 格	円 予定価格との比率 %
調 査 結 果		
事 務 局 案	<p>※例 当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされると、判断する。</p>	